

(2) 出産世帯奨学金返還支援補助金

1 補助対象者

特別な事情により町長が認めた場合を除き出生児童（以下「対象児童」という。）と同居し、これを養育する次のいずれかに該当する世帯

ア 令和6年4月1日以降に、父母ともに35歳以下で児童を出産した世帯

イ 令和7年4月1日以降に、児童を出産した世帯

ただし、他の地方公共団体が実施するえひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けた者は、その時期及び額に関わらず対象とならない。

2 補助対象経費

対象児童の母子健康手帳の発行日以降、対象児童の1歳の誕生日の前日（以下「誕生日前日」という。）までに、申請者及び同居する配偶者が返還した、次の奨学金（繰上償還を含む。）

ただし、他の奨学金返還支援事業により同一の期間を対象とした給付を受けている場合は当該期間に係る返還額を対象外とするほか、過去又は現在において返還金を滞納した事実があるときは、全部の期間を対象外とする。

ア 日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金

イ 愛媛県奨学資金

ウ 伊方町奨学資金

エ その他、町長が認めた奨学金等

3 補助限度額：20万円（奨学金の返還者1人当たり）

申請者及び配偶者のいずれも補助対象となる奨学金を返還した世帯にあつては、それぞれ20万円を上限として合計40万円が交付限度額となるが、いずれか1人の返還金に対して20万円を超えて交付することはできない。

なお、対象児童が出生した日が属する年度（以下「出生年度」という。）の交付要綱において補助対象者であった者が、出生年度に交付申請を行わなかった場合又は出生年度に交付を受けたこの補助金の額が補助上限額に未達の場合は、その翌年度に限り、補助限度額から既に交付を受けた補助金額を減じた額を限度として交付する。

4 提出書類

(1) 人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 出産世帯奨学金返還支援補助金申請明細書

(3) 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）

(4) 申請者、配偶者等（ひとり親世帯において対象児童の認知者がいる場合は認知者。

以下同じ。)及び対象児童(以下これらを「関係3者」という。)の関係性が分かる書類(住所、続柄及び対象児童の出生日時点の父母の年齢を確認することができる場合は住民票、確認できない場合は関係3者の関係性等が分かる戸籍謄抄本及び附票)

ただし、認知者のいないひとり親世帯にあつては、申請者と対象児童に関する上記内容が分かる書類

(5) 対象児童の母子健康手帳の発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分かる部分の写し

(6) 奨学金等の貸与を証する書類(奨学金貸与機関が発行したもの)

(7) 補助対象期間中に奨学金等を返還したことを証する領収書等(預金通帳の名義人及び返還額が分かる部分の写し又は領収証等の写し)

(8) 返還開始後、滞りなく返還していることを確認するため、申請日までの奨学金等の返還額を証する書類の写し(預金通帳、領収書等の写し)

(9) 返済計画を確認することができる書類

5 交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

(1) 受付期限：令和8年3月16日(月曜日)必着

(2) 受付方法：提出書類等を6の申請受付窓口を持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、(1)の受付期限を超えて到着した場合は受付したものとしなさい。

なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

(3) その他留意事項：(1)の受付期限内に受付した場合にあつても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

6 申請受付窓口・問合せ先

〒796—0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町保健福祉課

電話0894—38—0217

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊方町の休日を定める条例(平成17年伊方町条例第3号)第1条第1項各号に掲げる町の休日を除く。